

名古屋市地方就職学生支援補助金交付要綱

(通則)

第1条 名古屋市地方就職学生支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市規則第187号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）に居住し、かつ本部が東京都内にある大学又は大学院（以下「大学等」という。）の東京圏内のキャンパスに在学する学生で、卒業又は修了（以下「卒業等」という。）後、本市に移住かつ就職する場合に補助金を交付することで、東京圏への一極集中の是正及び中小企業等における人手不足を解消することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 市長は、本条第2項及び第3項に定める要件を満たす者からの申請に基づき、補助金を交付する。

2 移住等に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(1) 移住元に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 大学等の卒業等年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内（条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）で規定される条件不利地域を有する市町村（政令指定都市を除く。）、及び平成22年から令和2年の人口減少率が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）を除く。）のキャンパスに在学（原則4年以上）し、「通費」という。）については、在学中（卒業等見込み）の場合も対象とする。

イ 大学等の卒業等年度において、東京圏内（条件不利地域を除く。）に継続して在住していること。

(2) 移住先に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 本市に転入していること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、勤務地（就業場所）が名古屋市内に所在する法人等に就職することが内定している場合も対象とする。ただし、本店又は主たる事務所が名古屋市内に所在する法人等に就職することが内定している場合は、勤務地（就業場所）が愛知県内の場合も可とする。

イ 在学中に交通費を申請する場合は、卒業等した後、前項に掲げる内定企業に就職し、本市に転入する意思を有していること。

ウ 補助金の申請時において、大学等の卒業等日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。

エ 本市への転入日、要件を満たす法人等への就業開始日又は補助金の申請日のいずれか遅い日（住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす法人等への就業開始日又は補助金の申請日のいずれか遅い日）から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

(3) その他の要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 日本人である、又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかであること。

イ その他愛知県知事又は市長が補助金の対象として不適当と認めた者でないこと。

3 就業に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(1) 勤務地（就業場所）が、名古屋市内に所在する法人等に、第3条第2項第1号アの要件を満たす大学等を卒業等してから1年以内に就職すること。ただし、本店又は主たる事務所が名古屋市内に所在する法人等に就職している場合は、勤務地（就業場所）が愛知県内の場合も可とする。

(2) 勤務地（就業場所）が、名古屋市内に所在すること。ただし、本店又は主たる事務所が名古屋市内に所在する法人等に就職している場合は、勤務地（就業場所）が愛知県内の場合も可とする。

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者でないこと。

(4) 名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者又は同条例第2条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する法人等でないこと。

(5) 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人等を除く。）ではないこと。

(6) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。

(7) 週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。

(8) 当該地域への勤務地限定型社員としての採用であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、当該地域への勤務地限定型社員として採用予定であること。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 交通費は、就職する法人等の就職活動等にかかる往復交通費の2分の1以内とし、千円未満の端数については切捨てる。

(2) 移転費は、移住にかかる経費の実費とし、千円未満の端数については切捨てる。

2 前項第1号の金額が1万2千円を超える場合は1万2千円とし、前項第2号の金額が8万1,500円を超える場合は8万1,500円とする。

3 補助金の交付は、交通費、移転費それぞれ1人につき1回限りとし、予算の範囲内で交付する。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を申請する場合は、名古屋市地方就職学生支援補助金交付申請書（第1号様式）（以下「交付申請書」という。）、名古屋市地方就職学生支援補助金の交付申請に関する誓約事項（第1号様式別紙1）、調査同意書（第1号様式別紙3）及び就業・内定証明書（第2号様式）に別表に掲げる証明書等を添付し、市長が別に指定する期限までに、市長に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第6条 補助金の交付の申請をした者が、交付申請書が受理された後に申請を取り下げるときは、名古屋市地方就職学生支援補助金交付申請撤回届出書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、第5条の規定による申請があった場合には、補助金の交付又は不交付の決定を行うとともに、決定した内容を名古屋市地方就職学生支援補助金交付決定通知書(第4号様式)(以下「交付決定通知書」という。)又は名古屋市地方就職学生支援補助金不交付決定通知書(第4号様式の2)により当該申請者に通知するものとする。

(交付の請求)

第8条 補助対象者は、前条の規定による交付決定通知書を受けたときは、速やかに名古屋市地方就職学生支援補助金請求書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の規定による請求書の提出があったときは、その内容を確認した後、補助対象者に対し補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、補助対象者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、交付決定の全部の取消しを行う。

(1) 虚偽の申請その他の不正な行為等により補助金の交付決定を受けたことが明らかになった場合

(2) 補助金の申請日から1年以内に、要件を満たす法人等へ就業しなかった場合

(3) 補助金の申請日から1年以内に、本市に転入しなかった場合(ただし、申請時に既に本市に住民票がある場合を除く。)

(4) 転入日、要件を満たす法人等への就業開始日又は補助金の申請日のいずれか遅い日(住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす法人等への就業開始日又は補助金の申請日のいずれか遅い日)から3年未満に本市から転出した場合

(5) 就業開始日から1年以内に、要件を満たす職を辞した場合(ただし、退職から3カ月以内に補助金の要件を満たす別の職に就いた場合を除く。)

(6) 勤務地(就業場所)が、就業開始日から1年以内に市外へ変更となった場合(ただし、本店又は主たる事務所が名古屋市内に所在する法人等に就職している場合は、変更した勤務地(就業場所)が愛知県内であれば該当しないものとする。)

2 市長は、補助対象者が転入日、要件を満たす法人等への就業開始日又は補助金の申請日のいずれか遅い日(住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす法人等への就業開始日又は補助金の申請日のいずれか遅い日)から3年以上5年以内に本市から転出した場合、交付決定の一部の取消しを行う。

3 市長は、前2項の規定により交付決定を取り消した場合において、名古屋市地方就職学生支援補助金交付決定取消通知書(第6号様式)により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 11 条 市長は、前条により交付決定を取り消した場合において、既に補助金を補助対象者に交付しているときは、同条第 1 項に該当する場合にあっては、交付した補助金の全部、同条第 2 項に該当する場合にあっては、交付した補助金の半額を返還額として当該補助対象者に請求するものとする。

(補助金の返還免除)

第 12 条 市長は、交付決定の取消しを通知した者から名古屋市地方就職学生支援補助金返還免除申請書(第 7 号様式)及び返還免除理由を証する書類により返還の免除申請があったときは、交付決定の取消要件に該当するに至った原因が、就業先法人等の倒産等のやむを得ない事情によるものであると認められる場合、前条の規定による補助金の返還を免除できるものとする。

2 市長は、返還免除の可否に係る決定内容について、名古屋市地方就職学生支援補助金返還免除承認通知書(第 8 号様式)又は名古屋市地方就職学生支援補助金返還免除不承認通知書(第 8 号様式の 2)により当該申請者に通知するものとする。

(届出の義務)

第 13 条 補助対象者は、交付申請書の記載内容の変更について、次に掲げるとおり届出を行わなければならない。

(1) 定期

補助対象者は、転入日、要件を満たす法人等への就業開始日又は補助金の申請日のいずれか遅い日(住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす法人等への就業開始日又は補助金の申請日のいずれか遅い日)から起算して1年、2年、3年、4年及び5年を経過した各時点において、交付申請書の記載内容に係る変更の有無を、速やかに名古屋市地方就職学生支援補助金住居・勤務地等変更届出書【補助対象者用】(第9号様式)(以下「変更届出書【補助対象者用】」)という。)により市長に提出しなければならない。

(2) 随時

補助対象者は、交付申請書の記載内容の変更が生じたとき又は変更となることが分かったときは、前号の届出時期に関わらず、遅滞なく、変更届出書【補助対象者用】により市長に提出しなければならない。

2 補助対象者が就業する法人等は、就業・内定証明書(第2号様式)の記載内容の変更に係る届出について、次の各号に掲げるとおり、市長に提出しなければならない。

(1) 定期

補助対象者が就業する法人等は、当該補助対象者の就業開始日から起算して1年を経過した時点において、就業・内定証明書(第2号様式)に記載されている就業条件や勤務地(就業場所)等に係る変更の有無を、速やかに名古屋市地方就職学生支援補助金住居・勤務地等変更届出書【就業先法人等用】(第9号様式の2)(以下「変更届出書【就業先法人等用】」)という。)により市長に提出しなければならない。

(2) 随時

補助対象者が就業する法人等は、就業・内定証明書(第2号様式)に記載されている就業条件や勤務地(就業場所)等の変更が生じたとき又は変更となることが分かったときは、前号の報告時期に関わらず、遅滞なく、変更届出書【就業先法人等用】により市長に提出しなければならない。

(暴力団の排除)

第 14 条 申請者が、条例に規定する暴力団員である者又は同条例第 2 条第 1 号に規定

する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合、補助金の交付対象としない。

- 2 補助対象者が、前項に該当することとなったとき又はこれらの補助金の申請をした当時に前項に該当していたことが判明したときには、交付の決定を取り消すものとする。

(委任)

第 15 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の要綱は、令和 7 年 3 月 31 日までの転入者についても適用する。

別表

証明書等
補助金の振込先がわかる預金通帳又はキャッシュカードの写し
写真付き身分証明書の写し（運転免許証、個人番号カード、パスポート等）
東京圏内に居住していることがわかる書類（住民票の写し、賃貸住宅の賃貸借契約書の写し（卒業等年度の複数月の家賃の振込明細や引き落とし履歴を併せて提出）、卒業等年度の複数月の公共料金領収書の写し等）
【在学中に交通費を申請する場合】 在学証明書（卒業等学年である確認がとれるもの。学年の記載がない場合には、発行済みの証明書に加筆・捺印（公印）すること。）
【大学等を卒業等した後に申請する場合】 卒業等証明書（卒業等日が就業開始日から1年以内のもの）。
【交通費の場合】 補助金の対象となる就業・内定先法人等の選考内容（開催日時、場所）等が記載された案内（文書、メール等）
【交通費の場合】 補助金の対象となる就業・内定先法人等の選考に係る交通費の領収書（移動した日付、区間、金額がわかるもの）等（対象となる就職活動（採用面接又は試験等）の前後1日の日付の領収書を対象とする。交通系ICカードの利用や新幹線ネット予約等により、領収書が発行されない場合は、移動した日付、区間、金額がわかる利用明細等を領収書の代わりとすることも可。）
【移転費の場合】 引越業者の発行する移転に要した費用の領収書等
その他市長が必要と認めるもの